

「公正取引委員会の確約手続に関する規則（案）」に関する意見

平成 29 年 1 月 10 日

経営法友会

1. 通常調査との関係

平成 28 年 2 月の公正取引委員会と日本経済団体連合会との意見交換において、公正取引委員会より、確約手続中においては通常の調査を行わないことを想定している旨の説明があったとのことであるが（「経団連タイムス」No. 3260<http://www.keidanren.or.jp/journal/times/2016/0303_04.html>）、改正独占禁止法・公正取引委員会の確約手続に関する規則（案）（以下「規則案」という。）のいずれにおいても、それが明確になっていない。

よって、規則又はガイドラインにおいて、明確化されることが望まれる。

2. 排除確保措置計画

独占禁止法違反の疑いのある行為が既になくなっている場合にも、公正かつ自由な競争の促進を図る上で特に必要があると公正取引委員会が認めるときには、事業者は公正取引委員会からの通知に基づき、排除確保措置計画の認定を申請することができる（改正独占禁止法第 48 条の 6、7）。

そこで、どのような場合が「公正かつ自由な競争の促進を図る上で特に必要があると認めるとき」の要件に該当するのか、規則又はガイドラインにおいて明確化されることが望まれる。

3. 秘密保持

事業者は、排除措置計画・排除確保措置計画の申請・変更申請の際に、かなり詳細な内部資料等を提出することを迫られる可能性が高いと思われる。

公正取引委員会による秘密保持については、独占禁止法第 39 条及び第 43 条、「独占禁止法違反行為に係る損害賠償請求訴訟に関する資料の提供等について」（平成 3 年 5 月 15 日事務局長通達第 6 号）等により行われているが、上記内部資料等の秘密保持を図るために、上記内部資料等についても当該通達等の適用対象であることが明確化されることが望まれる。

4. 申請書・添付書類

規則案では、排除措置計画の申請に際し、

- ① 排除措置が疑いの理由となった行為を排除するために十分なものであることを示す書類

② 排除措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類

③ その他委員会が（中略）認定をするため参考となるべき事項を記載した書類

を申請書に添付して提出するものとされ（規則案第8条第2項）、認定排除措置計画の変更申請、並びに排除確保措置計画の申請、及び認定排除確保措置計画の変更申請についても同様の規定がある（規則案第14条第2項、第22条第2項、第28条第2項）。

（1）申請書様式第1号・第3号の第2項（実施期限）

排除措置計画・排除確保措置計画の申請のいずれについても、様式第1号・第3号に実施期限を記載する必要がある。もちろん個別の事案によって適切な実施期限は異なると思われるが、ある程度大まかであっても構わないので、ガイドラインにおいて目安となる期限が示されることが望まれる。

（2）申請書様式第1号・第3号の添付書類

申請書様式第1号・第3号の「記載上の注意事項」においては、添付書類の例として、(a)（今後同様の行為を行わない旨の）取締役会等の議事録案、並びに (b) 社内研修の内容及び対象となる従業員の名簿等が挙げられているが、これらの例が、上記の①、②、③のいずれの書類の例として挙げられているのかが不明確である（なお、第3号では「研修の内容」が挙げられていないが、第3号においても提出が必要となるのかは不明確である）。

特に、（一見すると、上記(a)・(b)の例は上記②の書類の例ではないかと思われるところ）排除措置計画・排除確保措置計画の評価の中心となるであろう上記①の書類として、どのような書類を添付すべきかが明らかではない。

確約手続については、いわゆるハードコアカルテル以外の行為への適用が予定されているところ、そのような行為は（ハードコアカルテルと異なり）合法・違法の境界線が必ずしも明確ではなく、その結果として、排除措置計画・排除確保措置計画の申請に際しても、疑いの理由となった行為の一切を取り止めるのではなく、その一部に変更を加える（例：問題となった取引契約上の条項を単純に削除するのではなく、その一部を変更したり適用範囲を限定したりすることで、競争制限効果を緩和する。）といった措置の申請も考えられるところ、そのような場合について上記①の書類としてどのような書類を添付すべきなのか（上記の例で言えば、変更前の契約文言と変更後の契約文言案の添付で十分なのか否か）が明らかではない。

このため、上記①の書類としてどのような書類が想定されるかについて、「記載上の注意事項」又はガイドラインで例示されることで、更なる明確化が行われることが望まれる。

（3）申請書様式第2号・第4号の添付書類

申請書様式第2号・第4号の「記載上の注意事項」においては、添付書類の例として、（今後同様の行為を行わないことを取引先へ通知することを計画していたものの、災害のため、

やむを得ず、実施期限内に一部の取引先へ通知することが困難な場合における、当該一部の取引先への通知の実施期限を3か月間延長する場合の) 実施期限を延長する取引先の名簿等が挙げられている。

この例が(一見すると、この例は上記②又は③の書類の例ではないかと思われるところ) 上記の①、②、③のいずれの書類の例として挙げられているのかが不明確である。また、既に計画の認定がなされている変更申請の局面では、上記①～③の書類を全て提出する必要がない場合もあるようにも思われるし、計画の申請の際に提出した書類を再度提出する必要はないと思われる。

このため、これらの点について、「記載上の注意事項」又はガイドラインで例示や注記されることで、更なる明確化が行われることが望まれる。

以 上